

# 令和5年度の組織改正について

## 1 基本方針

令和5年度の組織改正については、引き続き、簡素で効率的な組織体制を基本としつつ、令和4年6月に発生した個人情報を含むUSBメモリー紛失事案（以下「USBメモリー紛失事案」という。）の再発防止及び情報セキュリティ対策のほか、医療・保健制度の一元的な実施体制の整備など、主要事業や時宜に応じた行政課題に対して迅速・柔軟に対応できる執行体制の構築を図ることとする。

## 2 組織改正の主な内容（組織順）

### (1) マナー向上に係る推進体制の整備（危機管理安全局・保健担当局）

令和7年4月開催予定の大阪・関西万博を見据え、路上喫煙対策の強化を図るため、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て防止等喫煙マナーの対策を保健担当局健康支援推進担当（課）から、自転車マナー等に関するノウハウをもつ危機管理安全局危機管理安全部へ移管するとともに、マナーの総括的役割を担うマナー向上推進担当（課）を設置し、一体的に推進する。

### (2) 内部統制等に係る取組の強化、デジタル化推進体制・情報セキュリティ体制の強化（総務局）

限られた人的・物的資源を効率的に運用し、リスク管理を行いながら、組織の目標やミッションの達成を目指すため、目標達成までのプロセスを管理し推進する組織として、行政法務部を行政マネジメント部へ名称変更する。

また、USBメモリー紛失事案などを踏まえ、今後の本市における内部統制の取組や職員のさらなるコンプライアンス意識の醸成を推進するための体制強化として、コンプライアンス推進課を設置する。

加えて、デジタル化による市民サービスの向上に向けた取組をより一層加速させ、総合的に推進していく体制として、情報政策課をデジタル推進課へ名称変更する。

情報セキュリティ対策の強化と各局に存在する各種情報システムを俯瞰するとともに、全市的な視点でのデジタル化を推進するため、庁内の中核となり部局間の調整を実施する最高情報統括責任者（以下「CIO」という。：総務局所管副市長）を設置するとともに、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐する最高情報統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）を外部人材から登用する。

なお、CIO補佐官は、すでに設置している最高情報セキュリティ責任者（CISO：総務局所管副市長）のマネジメントを専門的知見から補佐する最高情報セキュリティ責任者補佐官（CISO補佐官）を兼務する。

### **(3) 保健局の設置（健康福祉局・保健担当局）**

健康支援体制の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応で培ったノウハウ等を生かした医療・保健制度の一元的な実施体制の整備に向けて、健康福祉局から独立のうえ、保健局を設置する。これに併せて、総務局から国保年金課、国保年金管理担当（課）、後期高齢者医療制度担当（課）を、健康福祉局から福祉医療課をそれぞれ保健局健康増進担当（部）へ移管する。

また、保健局の事業の進行管理等を担う体制として企画管理課を設置するとともに、保健部の調整担当（課）を統合する。

なお、当該改正に併せて、健康福祉局を福祉局へ名称変更する。

### **(4) 美方高原自然の家に係る事務執行体制の整備（こども青少年局・教育委員会事務局）**

令和4年度末の丹波少年自然の家事務組合脱退により、教育機関である美方高原自然の家における自然学校利用が増加することに伴い、今後、当該施設が利用者にとってより一層有益なものとなるよう、さらなる学校現場との連携を目的として、現在、市長（こども青少年局こども青少年課）において補助執行している当該施設に関する事務を教育委員会（学事企画課）において執行する。

### **(5) 観光施策推進体制の整備・再開発施設等の維持管理等事務執行体制の整備（経済環境局）**

本市の観光産業にとって好機となりうる大阪・関西万博、阪神タイガースファーム施設の本市移転、また、阪神尼崎駅周辺のエリアマネジメント等を目前に控え、新型コロナで打撃を受けた市内観光需要の回復・地域経済の活性化に向けて、様々な業種が連携し「地域の稼ぐ力」を高める取組を一体的かつ効率的に実施するため、観光振興課を経済活性化課へ統合し、事業者の対応窓口を一元化するとともに、経済観光振興課へ名称変更する。

また、地域産業課から再開発施設等の維持管理等関係事務を経済特命担当（課）へ移管し、経済環境局所管の外郭団体の経営改善等事務と一体的に推進する。

### **(6) 市場のあり方検討に係る体制の整備（経済環境局）**

長期的に安定した市場運営に向けて、現場の実態に即した運営手法を検討するにあたり、より一層市場関係者との連携を密にする必要があり、市場関係者の意見集約及び調整の窓口を一元化するため、市場特命担当（部）を廃止のうえ、市場特命担当（課）を地方卸売市場へ統合する。

### **(7) 学校給食に係る体制の整備（教育委員会事務局）**

学校給食センターの供用開始（令和4年1月）及び市内小中学校の給食事業を一体的に推進する体制として、学校給食担当（部）を廃止するとともに、中学校給食担当（課）を学校給食課へ統合する。

以上